

高鍋町告示第16号

平成28年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月31日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成28年6月6日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
青木 善明君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
緒方 直樹君	永友 良和君

○6月8日に応招した議員

同上

○6月9日に応招した議員

同上

○6月10日に応招した議員

同上

○6月15日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成28年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町税条例等の一部改正について]
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [西都児湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について]
- 日程第7 報告第1号 平成27年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第2号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第9 報告第3号 平成27年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成28年度会計予算について
- 日程第10 報告第4号 平成27年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成28年度会計予算について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定について
- 日程第12 議案第40号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第43号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
- (2) 議員派遣の報告
- (3) 常任委員会行政調査報告
- (4) 例月現金出納検査結果報告
- (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町
税条例等の一部改正について〕
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について〕
- 日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔西都児
湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について〕
- 日程第7 報告第1号 平成27年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第2号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算につ
いて
- 日程第9 報告第3号 平成27年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成28年度
会計予算について
- 日程第10 報告第4号 平成27年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成28年
度会計予算について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定につ
いて
- 日程第12 議案第40号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第43号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君

15番 春成 勇君

16番 八代 輝幸君

17番 緒方 直樹君

18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			森 弘道君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	野中 康弘君	町民生活課長	杉 英樹君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。

只今から、平成28年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

平成28年第2回定例会召集に伴い、去る6月1日10時より、第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして、執行部から副町長、総務課長、政策推進課長、日程調整のため議会事務局長、補佐が参加して行われました。

今回は4月1日からの施行に伴い、事務に支障を来さないための専決処分条例の一部改正が3件、繰越明許について確定した数字が出たということで報告2件、また、株式の2分の1以上を有する法人等の決算及び予算報告が2件、浄化センターの更新に関する基本協定について、国民健康保険税条例の一部改正について、地域型保育事業に関する条例

の一部改正、一般会計補正予算（第1号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の計12件があります。

今回の一般質問者は8名で2日間の日程を組みました。委員より議案及び日程に対し質疑を求めましたが、質疑はなく、委員全員、この日程で行うことを決定いたしました。なお、専決処分3件と議案第39号の基本協定については、本日、質疑、討論、採決となることを報告して、議会運営委員会の報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、3番、山本隆俊議員、5番、津曲牧子議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読および説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。

したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。

総務環境常任委員会の行政調査について御報告いたします。

日程は5月19日から20日の2日間、調査の目的は地震の多い我が国にあって、いつ何時、大地震に見舞われ、大災害に遭遇するか予知できません。そこで、過去の災害から学ぶべき教訓と将来への備えについて、地域住民が安心して暮らせるかなど調査をしてまいりました。場所は兵庫県神戸市及び姫路市の2箇所です。参加者は総務環境常任委員全員、議会事務局長、総務課長の8名でした。

5月19日の初日目は神戸市にある阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターでは、1995年1月17日、5時46分に起きたマグニチュード7.3、死者・行方不明者6,437人という大震災を受けて、阪神・淡路大震災から得た貴重な経験と教訓を世界共有の財産として後世に継承し、国内外の地震災害による被害軽減に貢献すること及び生命の尊さ、共生の大切さを世界に発信することを目的として、平成14年4月に開設された兵庫県立の施設であります。

施設は震災を伝える展示や迫体験を兼ねる西館と、水害と減災、命の大切さを学ぶ東館の2つの建物で構成され、西館は阪神・淡路大震災をメインとした地震関係の学習を主とした構成となっており、東館では水害関係の展示と命の大切さを学ぶ映像を流しております。

西館4階の1.17シアターでは阪神・淡路大震災の擬似体験ができるようになっており、特撮とCGを駆使して地震発生時の激しい揺れと崩壊していくビルや高速道路などの様子をコンピューターグラフィック画像により迫力ある大型映像と音響でリアルに再現され、地震のすさまじさを体感するとともに、自然に対する人類の無力さを感じさせられました。

東館では水と減災について学ぶフロアがあり、風水害の脅威の映像を上映時間は5分と短かったのですが、上下2段の大型スクリーンに風水害の実写映像で1938年の阪神大水害を撮影した貴重な動画を見ることができ、その怖さを体感してまいりました。

1995年1月17日の現実を忘れずに、また、それを乗り越えて復旧、復興までのさまざまな困難を語り継ぎ、教訓として残していく。視察しただけでも、大変なことが起こったものだと感じましたが、当事者たちの受けた心の痛みは計り知れないものだろうと心に刻んだ視察でした。

5月20日の2日目は姫路市の防災センターへお伺いしました。姫路市の防災センターは平成19年4月に運用が開始され、最新式の免震構造の鉄筋コンクリートづくり6階建てで、総事業費39億5,000万円で整備された姫路市の消防防災施設であります。

姫路市の消防本部、消防指令センター、危機管理事務室災害対策本部室、訓練室などのほか、市民のための防災展示、体験施設を兼ね備えた総合的な防災センターとなっており、見学者機能や体験コーナー、3Dシアターも備えて、小学生から大人までが防災についてわかりやすく学習することができます。

最初に、姫路市危機管理施設から3名と、姫路市議会事務局の調査課の、合わせて4名の方々から、いろいろと御説明を賜りました。行政調査に先立ち、主な質問事項を5項目送付していただきましたので、それに対する回答が行政視察資料として作成されており、担当者から説明をしていただきました。

1点目では、防災計画に乗っ取って制度化された防災、あるいは災害時の対策について。この中には姫路市地域防災貢献事業所、災害時市民開放井戸の登録、フェニックス共済事業などがあります。

2点目は、23年度には100%を達成しておられる自主防災組織の組織率アップの手法と現在の活動状況について。

3点目では、防災士の推進と活動状況について。

4点目は、避難所の選定方法と避難時誘導システムはどのように、また、誘導率先、避難者育成の進捗度は、について。

5点目では、姫路市には活断層が存在すると聞いているが防災計画における将来想定地

震の規模と被害想定は、についての事前質問に、危機管理室の担当室の説明がありました。このことについての回答内容は行政視察資料に詳しく説明してありますので、ここでは割愛させていただき、いつでも見ていただけるよう用意しておきますので、ご覧ください。

担当者の説明が終了した後、委員より地区ごとの防災マップがつくられていることに対して、大変、防災への一人一人の意識構造に大きく役立っているのではないかという意見が出ました。また、担当者から災害時の水源の確保説明があったとき、委員より飲料水の確保を努めているようだが、貯水すれば水が腐ると思われるが、その対策はとの問いに、通常は貯水しようとする水は循環してあるので腐ることはないが、地震が起きたときに緊急遮断弁が働き、そこに飲料水を貯水できるようになっているので、安心安全な水が確保できるとの答弁がありました。

それから、危機管理室の説明では、災害時市民開放井戸登録制度についてや地域防災貢献事業所登録制度について、また、兵庫県住宅再建共済制度についての説明もございました。この共済制度は、フェニックス共済とも言われ、年額5,000円で、最高600万円の給付が出るとのことで、阪神・淡路大震災の教訓を生かした共助の制度との説明がありました。本町でも、ぜひ参考にしたいという意見も出ました。

この後は、見る、知る、体験する、姫路防災プラザに行き、ここでは防災情報ゾーン、災害体感ゾーン、防災体験ゾーンの3つのゾーンで構成されていまして、特に災害体感ゾーンでは、日常では体感できない数々の災害現象を再現し、災害のメカニズムと恐さが体験でき、いろんな災害時の模擬体験を全員が体感してまいりました。また、3Dシアターでは3D眼鏡を装着して鑑賞し、迫力満点の映像に驚かされました。

次に、水が出る模擬消火器を使った消火活動体験で火災消火の初期訓練、次には、真っ暗闇の視界を遮る煙の中でどのように避難すればいいのかの現地体験を行ってまいりました。終わってから、真っ暗闇の中での避難状況の映像を見ることができましたが、入る前に担当者から背をなるべく低くして、ほうような動作をするように言われておりましたが、見る、知る、体験するという過程で災害の恐さ、強風、豪雨の恐さ、とっさの火の消し方など、いろんな災害時の模擬体験を通して、もしものときの防災に関する知識や対処法を身につけることができたのではないかと考えております。

今回の神戸市、姫路市での行政調査はここで述べました以外にも、いろいろな面で参考にするべき点があったことで、大変、勉強になる行政調査でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員会の委員長の報告を終わります。

次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。

文教福祉常任委員会の行政調査について報告いたします。

日程は5月18日から20日の3日間、調査の場所と内容は、埼玉県和光市は独自で行っている子ども・子育て支援事業、富山県館山町は児童生徒の放課後学習の取り組み、富

山県富山市は新しい形のデイサービスの運営について、3箇所の調査をいたしました。参加者は文教福祉常任委員5名、議会事務局係長、福祉課長の7名でした。

埼玉県和光市のわこう版ネウボラは、市が2014年に始めた育児支援事業で、片仮名でネウボラと書きますが、これはフィンランドの制度で助言の場を意味し、介護保険の仕組みを子育て支援に応用する取り組みです。母子保健ケアマネジャーの女性が親の困りごとを聞いて解決するためのサービスを組み合わせたケアプランをつくり、妊娠から産後の育児まで長期的に支えるという先駆的な事業です。

この取り組みの考案者は、介護保険制度に携わってきた方で、和光市の平均年齢は約40歳と若く、また子育て世代が多く住む地域で、地縁もなく、近くに頼る親もなく、不安を感じている人が多いという特徴があり、地域包括ケアシステムを子供版にスライドさせたとのことでした。

市内4箇所にネウボラ拠点センターを置き、プランを考えるケアマネジャーのほか、医師や臨床心理士、保育士、消費生活指導員、市職員らの支援関係者が集まり、コミュニティーケア会議を月2回開催され、個々のプランの見直しや、また達成度の評価が行われ、支援者である専門性の高いさまざまな職種の人材育成、また制度の違いなどの編成支援により、切れ目のない支援が行われています。

2014年からの取り組みで支援を受ける世代には現在、随分浸透してきたとのことですが、今後はほかの世代への周知や理解を含めてつなげていきたいと全国にも発信し、また全国からも注目されている事業でした。

次に、富山県館山町の放課後子供教室は、平成19年に始まった放課後子供推進事業で、文部科学省が担当する放課後子供教室は、学校の余裕教室を利用して同じプログラムで全ての子供を対象に7校ある全小学校が実施しています。

登録制で、利用料は年間800円の保険料で、各校に配置されているコーディネーターが中心となり、地域の元教師やボランティアの方も参加して各学校で特色のあるスポーツ活動や文化活動、学習活動などを行っています。

中学校では、放課後学習教室を実施し、週3回全生徒を対象として、富山大学の学生を指導者として登録し、自主活動が行われています。予算面では国県からの運営補助が3分の2あり、教育課内に設置の運営委員会に委託をされています。また、平成28年度の新規事業として、国の補助事業を活用し、タブレット端末40台と電子黒板を導入し、今後利用が開始され、中学生の学習意欲の向上に貢献ができるとのことでした。

最後に、富山県富山市では、まず市役所で富山型デイサービスについての説明を受け、それから移動し、富山型デイサービス事業所のにぎやかを訪問し、多くの方々から話を聞くことができました。

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に、身近な地域でサービスを受けられる場所が富山型デイサービスで、平成5年に3人の看護師が民間のデイサービス事業所を開所したことにより、時を経て誕生しました。小規模であること、また共生ができることを

キーワードに、乳幼児、子供、高齢者、障害者、障害児が同じ施設で同時に日中、生活できることが大きな特徴となっています。平成8年度から行政との連携が始まり、事業所を立ち上げるための施設整備については助成制度を設け、新築整備、住宅改修に関する補助金が交付されています。

また、人材育成は、県と連携して、富山型デイサービス企業化育成講座を開催し、ホームページで全国に発信し、意欲のある対象者を募って推進を図り、現在は富山市内で46箇所の開設があり、将来的には小学校区の65箇所の開設を目指しているとのことでした。

運営方法として特に市の基準はなく、各事業所の判断で行われており、視察した事業所にぎやかでは新築の2階建て住宅に利用者、ボランティア、近所の方など多くの方が集い、まるで我が家にいるように過ごされている風景を見ることができました。ここに集まっている人はみんな家族ですという利用者の方の笑顔がとても印象に残っています。

全国に1,004箇所ある富山型デイサービスは、人と人のつながりを芯から深くしてくれる場であり、志を持って始めた方の熱意が、今の社会に必要なコミュニティーを生み出しているのだと実感いたしました。3箇所の研修では、どの取り組みも地域住民、行政、福祉団体やボランティアの強い連携により、住民のニーズにきめ細やかに対応している点で共通しています。どの世代にとっても住みやすい町、高鍋町を目指し、視点を変える必要を痛感した行政調査でした。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、常任委員会の行政調査、報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提示されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。

平成28年3月1日から平成28年5月31日までの、主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋大師花守山工事完成記念式典についてでございますが、3月13日、花守山において開催されました。関係者550人が集い、明倫堂桜100本の記念植樹や彼岸花の球根の植栽、東西中学校と高鍋高校の吹奏部による演奏のほか、幸福ひまわりキャベツ鍋の振る舞いなどが行われました。今後も、高鍋町観光協会と連携し、他の観光資源と組み合わせてPRを行い、観光客の集客を図ってまいりたいと考えております。

次に、朝倉市市制施行10周年記念式典についてでございますが、3月20日、朝倉市において開催されました。

朝倉市は平成17年、旧甘木市、朝倉町、杷木町が合併して誕生し、式典では市民公募による市の花、市の木、市民憲章が発表されました。今後も姉妹都市との交流を図り、さらなる振興を深めてまいりたいと考えております。

次に、国土交通大臣への単独要望活動についてでございますが、3月22日、国土交通省において行いました。大臣本人との面会はないままでしたが、大臣所管に直接、対応していただき、主に竹嶋橋の架けかえに関する支援を要望いたしました。

次に、宮崎産業経営大学との包括的連携に関する協定書締結についてでございますが、3月24日本町において行いました。本協定は本町と宮崎産業経営大学が包括的な連携のもと、専門家や若者の視点での助言を生かし、地域が抱える課題の解決や地方創生に向けた取り組みの推進、地域活性化を図るものであります。

次に、第25回石井十次賞贈呈式及び第34回石井十次生誕記念式典についてでございますが、4月8日、高鍋町中央公民館で開催されました。今回は児童福祉事業に多大なる御功績を残されております大分県の社会福祉法人別府光の園が受賞されました。生誕記念式典では、第1回石井十次繩の帯賞の贈呈式や児童生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、平州祭についてでございますが、5月28日から2日間、愛知県東海市を訪問し、平州祭に参加してまいりました。

東海市は、上杉鷹山公の師であった細井平州先生の出身であり、平州祭は明治43年から続く歴史のあるものでした。細井平州先生の遺徳顕彰事業に触れ、高鍋町や姉妹都市とのかかわりも深い東海市との新たな交流を築くことができました。

以上、その他の政務につきまして、お手元の政務報告で御確認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は会期予定表のとおり、本日から6月15日までの10日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 以異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日までの10日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第36号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）、高鍋町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第36号（専決第1号）、高鍋町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年3月31日に交付されました地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、この改正法が平成28年4月1日からの施行となり、税務事務に支障を来たすため専決処分せざるを得なかったものでございます。

改正の内容といたしましては、まず1点目は固定資産税の非課税の適用を受ける旧独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、同法人、労働者健康安全機構として改変されたことによる所要の改正でございます。

2点目は、固定資産税等の課税標準の特例を条例で定める我が町特例において津波災害地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、整備または改良された津波対策の用に供される設備や電気事業者による再生化のエネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備についての特例の創設したものでございます。

3点目は、平成27年9月に改正した高鍋町税条例の一部改正における町たばこ税に関する経過措置中、読み換え規定の表について字句を改めるものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 議案第36号について詳細説明を申し上げます。

資料の新旧対照の1ページから9ページも御参照いただきたいと思います。

まず、第1条高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、税条例第56条及び第59条に関しましては、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者の規定の中で、旧独立行政法人、労働者健康福祉機構が業務に要する固定資産については地方税法第348条第2項第16号の規定により、非課税の適用が受けることができることにつきまして、この機構が独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律等の整備等に関する法律等の整備等に関する法律の施行に伴い、旧独立行政法人、労働者安全衛生総合研究所と統合しまして、独立行政法人、労働者健康安全機構として改変されたことによる所要の改正でございます。本町におきましては、この機構が所有する固定資産はございません。

続きまして、附則第10条の2は地方税法の附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を定めるもので、我が町特例の分でございます。

今回の税法改正において、条例で特例の割合を定めることになったものについて改めるとともに、法の順位にあわせて、項の順位を整えるものでございます。

新旧対照表2ページを御参考ください。

まず、第4項の改正は法附則第15条第6項が1項繰り下がったことによる項の改めでございます。

第5項に津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において津波対策の用に供される償却資産について、これまで課税標準額の2分の1としたものを、2分の

1を参酌して3分の1から3分の2の範囲において条例に定めるとあることから、これまでの2分の1と定めるものでございます。本町においては該当する区域はございません。第5項を加えたことによりまして、第5項及び第6項を、それぞれ第6項、第7項とするものです。

次に、第8項から第12項に5項を加えるもので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備の特例でございます。

これまで、該当となる発電設備については、3年度分を3分の2を課税標準額としていたところですが、法の改正により条例で割合を定めるものでございます。

まず、第8項は太陽光発電についてであり、3分の1を参酌して2分の1から5分の6の範囲とあることから3分の2とするもの。

第9項は風力発電についてであり、前項と同様に3分の2とするもの。

第10項は水力発電についてであり、2分の1を参酌して3分の1から3分の2の範囲とあることから2分の1とするものです。

続きまして、新旧対照表は3ページになります。

第11項は地熱発電についてであり、第10項と同様に2分の1とするもの。

第12項はバイオマス発電についてであり、同様に2分の1とするものでございます。

第8項から第12項を加えたことによりまして、第7項から第9項までを13項から15項に繰り下げのものとございます。

次に、第10条の3は、新築住宅等に関する固定資産の減額の適用を受ける際の規定で、熱損失防止改修工事に係る申請書類の改修表の内容の中に施行令附則第12条第36項に規定する補助金を加えるように改めるものでございます。

続きまして、第2条高鍋町税条例の一部を改正する条例の改正についてでございますが、平成27年9月の高鍋町税条例の一部改正の条例の附則の中で町たばこ税に関する経過措置附則第5条第3項、第7項、第10項、第12項、第14項の読み換え表の字句を一部改めるものでございます。

町たばこ税に関する経過措置としましては、旧3品のたばこに係る町たばこ税は平成28年4月1日、それから平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日と段階的に引き上げられますが、その過程における申告の時期、手持ち品課税等について規定したものでございます。

このたびの改正は字句の改めでございまして、経過措置の内容が変わるものではございません。

以上が、詳細説明でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）、高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、担当課が詳細に説明をされましたので、ある程度は理解ができました。

その中で、国が文言を改正した理由というのを示していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 国の改正理由としましては、規定の整備とあります。

今回の改正においては段階的に税率が改正される旧3品のたばこの町たばこ税について読み換えの字句を改めることによって条例の整備、明確化を行ったものと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。

したがって、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）、高鍋町税条例等の一部改正については承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第37号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）、高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第37号（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年3月31日に交付されました、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、この改正令が平成28年4月1日からの施行となり税務事務に支障を来たすため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容といたしましては、基礎課税額等に係る課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 議案第37号について詳細説明を申し上げます。

資料の新旧対照表の9ページから11ページも御参照いただきたいと思います。

国民健康保険税条例第2条第2項及び第3項のただし書き部分でございますが、基礎課税に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に改めるものでございます。

次に、第23条関係の改正でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の規準につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数の乗ずべき金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を47万円から48万円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）、高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 課税額が増額することにより、町民負担は具体的にどう変化するのか。また国は1,700億円を減税分として打ち出しているが、具体的にはどこにどのように反映できているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 基礎課税分、後期高齢者支援金と課税分の限度額を改正することによって、高所得者世帯の負担額が最高で4万円の増額となります。限度額を引き上げることによって中間所得者層の負担に配慮した見直しが可能となります。

これは、あくまで現行の税率で試算しましたところで申しあげますと、5月中旬の時点によるものでございますが、基礎課税分については約140万円、高齢者支援金と課税分については約210万円の増額となります。

また、世帯数につきましてですけど、基礎課税分につきましては世帯数73世帯が69世帯、後期高齢者支援金と課税分に関しましては世帯数が114世帯から96世帯になります。これはあくまで、5月時点の試算でございます。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 1,700億円の減税分についてでございますが、これにつきましては平成27年度におきまして、保険税の軽減対象が拡充をされました。それに伴いまして保険者支援制度が強化拡充されましたので、その財源として反映されたものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ごめんなさい。再度になるんですが、先ほど、質疑の中では具体的に低所得者向けというのはわかっているんですよ。だから、これが、2割、5割軽減ぐらいに、どのように配分されているのかというところを、ちょっと知りたかったんですが、そこについては調べていらっしゃるでしょうか。調べていらっしゃるならば、また後ほどでも構いませんが、資料をいただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 2割、5割ということでの分析はしておりませんが、保険者支援制度につきましては平成26年度から平成27年度にかけて、3,000万円程度の増額が図られているところでございます。そのうち2分の1が国負担となりますので、その相当分が1,700億円の中に含まれていると考えているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。

したがって、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）、高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第38号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）、西都児湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第38号（専決第3号）、西都児湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、改正行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うもので、この法案が平成28年4月1日からの施行となり、委員会の事務に支障を来すため、専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容といたしましては、1点目は、平成28年3月に改正した同条例の字句を改めるものでございます。

2点目は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出に対する地方税法の規定の適用について経過措置の明確化を図るものでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 議案第38号（専決第3号）の西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

第1条の改正内容についてであります。3月議会で可決いただいた議案の中で第10条を第12条に繰り下げた際に、もともと第10条で指し示していました前3条の第7条から第9条部分につきまして、第9条と第12条の間に新たな第10条と第11条が挿入されたことに伴いまして繰り下げられました第12条中の前3条が第9条から第11条分を指し示すことになってしまいました。そのことから、高等審理などの議事について調書を作成することを求めます第7条から第9条部分を明らかに指し示すように改めたものでございます。

第2条の改正内容でございますが、改正行政不服審査法の経過措置の明確化でございます。審査申し出日という不確実性のある日で適用する条例になっておりましたが、固定資産の評価等の登録の工事日がなされた日となりまして、各自治体ごとに明確な日が確認できるようにしたものでございます。なお、高鍋町は例年4月1日に固定資産の価格等の登録の公示を行っておりますことから、改正後の条例が適用となります。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）、西都児湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。

したがって、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）、西都児湯固定資産評価審査委員会条例等の一部改正については承認することに決定いたしました。

日程第7. 報告第1号

日程第8. 報告第2号

日程第9. 報告第3号

日程第10. 報告第4号

○議長（永友 良和） 日程第7、報告第1号平成27年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第10、報告第4号平成27年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成28年度会計予算についてまで、以上4報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。

○町長（小澤 浩一君） 報告第1号平成27年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから報告第4号平成27年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成28年度会計予算についてまでを一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第1号平成27年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、情報セキュリティ強化対策事業ほか9件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

これらの事業につきましては、先般の議会においてそれぞれ繰越明許費の設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

次に、報告第2号平成27年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、介護保険システム改修事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

これにつきましては、3月議会において、繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第3号平成27年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成28年度会計予算について及び報告第4号平成27年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成28年度会計予算についてでございますが、これらにつきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により普通地方公共団体の町は資本金の2分の1以上出資する株式会社について、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出することとされていることから、このたび御報告申し上げます。

以上、4件につきまして御報告を申し上げます。

日程第11、議案第39号

○議長（永友 良和） 日程第11、議案第39号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第39号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定について提案理由を申し上げます。

この議案は高鍋浄化センターの更新工事を日本下水道事業団に委託するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 議案第39号について詳細説明を申し上げます。

今回の協定は、平成28年度の当初予算で債務負担行為の御承認をいただいております高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定に関する議案でございます。

協定の目的でございますが、高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託でございます。契約の方法は随意契約、契約の相手方は日本下水道事業団でございます。

工事委託内容ですが、長寿命化計画で更新が必要な機器類でございます。主なものは現在の脱水機が耐用年数を超えており、修繕にも限界が来ております。この脱水機の更新を考えております。

その他、ポンプ等の自動除塵機、最終沈殿地の汚泥かき寄せ機、ろ過器用の空気圧縮機等の更新でございます。また、それらに伴う電気工事、あわせて、建物の耐震補強を行うものでございます。金額は28年度、29年度、2箇年で3億6,100万円。今年度は機械の製造発注がほとんどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第39号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定について質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 随意契約とした理由及び工事内容については先ほど詳細に説明がありましたけれども、ここについて、この日本下水道事業団以外にはすることができないのかというところをきちんと答弁していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 随意契約の理由でございますが、町が独自で建設する場

合、下水道法第22条におきまして、設計または工事監督管理については政令で定める資格を有するもの以外の者が行ってはならないというふうになっております。職員も内容を把握するように努力勉強はしておるんですけども、土木、建築、機械、電気、水質といった各職種にわたります専門の技術者が現在おりません。下水道事業団は技術者が不足している地方公共団体を支援することを目的といたしまして設立された地方共同法人で設立以来40年を超えまして、現在2,500件を超える受託の実績がございます。

また、工事発注から施行管理、冠水検査、会計検査の受検まで、一貫して実施できるのを当該団体のみでありまして、また当浄化センターは当初計画から現在に至るまで下水道事業団が手がけておりまして、今回の更新に当たりましては、既設とのとり合いも非常に多いことから配線、配管等浄化センターを熟知しております下水道事業団と随意契約をお願いしたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに技術者の少ない地方自治体においては、非常に、今のような説明でしかないと思います。

しかし、先ほど説明のあった、例えば、汚泥をかき寄せたりとか、そういうことをするようなものというのは資格の中でも、ある一定の資格があればできるんじゃないかと、私なんか思うんです。

だから、どこにどれだけの資格が必要なのかっていうのは明確化されていないということも、かなりありまして、一番最初に、下水道事業団が引き受けるときに、私もかなりここは質疑をした覚えがあるんです。だから、ここは地方自治体が出資をして行っている団体なのか、それとも国が出資して行っている団体なのか、そこ辺のところは明らかになってないと思うんです。

それから考えたときには、やはり地方自治体がどうしても資格を有する者をたくさん置けないということで、職員も一生懸命頑張っていて、資格を取得するためには頑張っていると思うんですけども、やはり、周知していると、全部、署、例えば電気関係でもそうなんですけれども、そこがわかっていると、ここの日本下水道事業団そのものが、やはり人が変化していくと思うんです。

だから、設計図を見て全てわかるような、電気関係の資格を持っている人であれば、ここは電気関係についてはできるじゃないかなというふうに、単純に、私は思ったりするんです。全て一括して、やはり、下水道事業団に行くことによっていいのかどうかっていうところは、非常に気になる場所なんです。分割して発注できるものはないのか。それとも資格を持っているところに、やはりできないかということなんです。

例えば、宮崎市などにおいては、ある程度資格を持っている人がいて、そこにはやはり、ほかの自治体から、何かお願いをしているところもあるということを知っているわけなんです。私は、調査をしてないですけども、やはりそういうところと、宮崎県全体の中で、どこがどういう資格を取得しているのかということをしつかりそこは明確化されていかな

いと、ただ単に日本下水道事業団っていうのに受けていただいて、後の工事が、もし、その人が来て、地元の業者ということになると、やはり下請けとかいう事業になると、これぐらいは俺たちでもわかるんだけどというような判断がもし出てきたりした場合、そういう声が聞こえてきたときに、やはり、随意契約で行うことが一体どういうことなのかということ、業者の方から指摘されたりすると非常に困りますので、そこは明確にさせていただけたらありがたいなと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） まず、下水道事業団の出資ですけど、平成15年に地方共同法人となりまして、国の出資はなくなりまして、地方公共団体のみのお出資となっております。それから、技術者関係の話ですけど、機械と電気、建物、配管全て連動をしておりますので、それぞれが、詳しい人間はいると思うんですけど、連動ということから考えるとなかなか事業団じゃないと難しい部分があると考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。

したがって、議案第39号高鍋町高鍋浄化センターの更新工事委託に関する基本協定については原案のとおり可決いたしました。

ここでしばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....
日程第12. 議案第40号

日程第13. 議案第41号

日程第 1 4 . 議案第 4 2 号

日程第 1 5 . 議案第 4 3 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 1 2、議案第 4 0 号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第 1 5、議案第 4 3 号平成 2 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 4 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 4 0 号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第 4 3 号平成 2 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 4 0 号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、同保険税の税率等を改正するため所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、所得割課税標準額が前年度より伸びたことや、基礎課税分等の課税限度額が引き上げられたこと、また、平成 2 7 年度決算における繰越金からの充当が見込まれることから、保険税率を引き下げるものでございます。

次に、議案第 4 1 号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法の改正に準じ、保育士の配置基準や施設の整備基準など関係規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第 4 2 号平成 2 8 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 1 億 5, 8 3 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 8 億 5, 3 3 1 万円とするものでございます。補正の主なものは、庁舎非常用発電設備事業、保育所等における業務効率化推進事業補助金、地域子供の未来応援交付金事業、健康づくりセンター、プール駐車場舗装事業、農村地域防災減災事業、市町村間連携支援交付金事業、建築物耐震改修等事業補助金の追加、松本地区急傾斜地崩壊対策事業、防災行政無線戸別受信機整備事業、コミュニティ助成事業等で、財源といたしましては、国県支出金、寄附金、諸収入及び町債等でございます。あわせて、地方債につきましては、庁舎非常用発電設備事業のほか、1 件の追加及び社会資本整備交付金事業のほか、1 件の変更を行うものでございます。

次に、議案第 4 3 号平成 2 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 1 3 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 2 億 2, 0 1 7 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の主な内容といたしましては、旅費及び備品購入費の増額でございます。歳入の主な内容といたしましては、歳出の旅費等増額に伴う一般会計繰入金増額、備品購入や国民健康保険税の減額するための繰越金の増額でございます。

以上、4 件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。なお、この後11時25分より第3会議室におきまして議員議協会を開催いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時16分散会
